平成２１年（フ）第３７８号
愛知県安城市美園町東菰神20番地２　シャルマン102
債務者　林田　勝行
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１７７号
岡山県倉敷市上富井285番地１
債務者　重松　孝明
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１２号
北海道檜山郡江差町字泊町230番地
債務者　高橋　睦子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２０年（フ）第８００号
盛岡市安倍館町３番16号　コーポ安倍館107号
債務者　田浦　　健
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３６４号
盛岡市小鳥沢２丁目16番12号
債務者　佐藤トシ子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３７０号
岩手県岩手郡雫石町沼返60番地52、旧住所盛岡市上堂１丁目５番53号
債務者　上村　愛美
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３７３号
盛岡市平賀新田字平賀57番地５
債務者　鈴木　峰子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２５７号
埼玉県草加市八幡町468番地５　第二浅井荘102号
債務者　飯村　淳一
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２７９号
埼玉県狭山市中央４丁目20番27号
債務者　空谷　浩二
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２８５号
埼玉県川越市新富町１丁目３番地９アミティ本川越701号室、前住所埼玉県入間郡毛呂山町前久保南１丁目３番地９　メゾンインペリア202号
債務者　高橋　知裕
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２９５号
埼玉県川越市砂新田２丁目３番地２マルハンダイヤモンドマンション205号室
債務者　藤平　輝彰
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３１９号
埼玉県川越市新宿町６丁目23番地57ライオンズマンション川越第３―109号室
債務者　三浦　茂雄
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５８号
千葉県君津市中野１丁目16番11号
債務者　天笠ヤエ子
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第７３号
千葉県富津市大堀３丁目13番地１小樽貸家７号
債務者　小柴　瑛子
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第２３７号
神奈川県厚木市上古沢831番地２
債務者　守屋　克之
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３０７号
神奈川県厚木市愛甲588番地１　ハイツ堂山203
債務者　池崎　元彦
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３０８号
神奈川県厚木市愛甲588番地１　ハイツ堂山203
債務者　池崎　壽子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部